

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各介護保険施設 } 開設者 様

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室長
(公 印 省 略)

利用者負担割合の見直しに伴う運営規程の変更等について (通知)

今般の介護保険制度改正に伴い、平成30年8月から、一定以上の所得のある方の利用者負担割合が3割となります。

各事業所におかれましては、下記事項に留意の上、運営規程や重要事項説明書を変更するなど、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所（和歌山市内の事業所及び地域密着型サービス事業所は除く。）には貴職から通知願います。

記

1 運営規程について

(1) 利用者負担額の記載が「利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額」のような場合

- ・ 運営規程を変更する必要がありません。

(2) 利用者負担額の記載が「1割又は2割の額」の場合又は具体的な金額である場合

- ・ 運営規程を8月1日付けで変更する必要があります。
- ・ この件に関してのみの運営規程の変更であれば変更届出書の提出は不要とします。
- ・ 別途変更届出書を提出する際に、併せて届け出てください。

※ この場合の変更届出書には、この件に係る変更年月日と本来の変更に係る変更年月日の両方を記載してください。例えば、変更届出書中「変更の内容」の「(変更後)」欄に「利用者負担割合の見直しに伴う運営規程の変更年月日は平成30年8月1日」と記載するなど、適宜記載願います。

2 重要事項説明書について

- ・ 利用者負担額の記載について、利用者の負担割合に応じた額を記載する等、各利用者の負担額が明確にわかるようにしてください。
- ・ 重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、改めて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、変更内容が3割負担に係る事項のみの場合は、事業者の事務負担の軽減の観点から、次の方法も可能とします。

【対応の例】

利用者負担額の改正がわかる書面を配布する等行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改正に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

3 介護保険負担割合証の確認について

- ・ 6～7月頃に市町村から交付される介護保険負担割合証を必ず確認してください。
- ・ 負担割合の変更があった利用者には、利用者負担額の変更について丁寧に説明してください。

担当：長寿社会課 介護サービス指導室
TEL：073-441-2527
FAX：073-441-2523



平成30年8月から 現役並みの所得のある方は、 介護サービスを利用した時の 負担割合が3割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担割合について、これまででは1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得^{*1}のある方には費用の3割をご負担いただくこととなります。

Q どうして見直しを行ったのですか。

A 介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求めめる観点から、負担能力のある方についてはご負担をお願いするため、見直しを行うこととしたものです。

Q 3割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額^{*2}が220万円以上の方です。

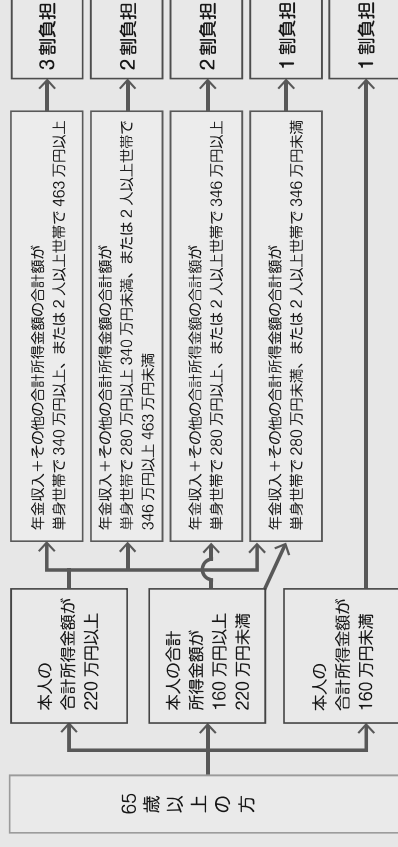
ただし、合計所得金額^{*2}が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{*3}」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担又は1割負担になります。

※1 高齢者医療においては、若年世代と同程度の所得がある方について、窓口負担を3割としています。介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定しています。

※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※3 「その他の合計所得金額」とは、※2の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

Q いつから3割になるのですか？

A 平成30年8月1日以降に介護サービスをご利用されたときからです。

Q 2割負担から3割負担になった人は、全員月々の負担が1.5倍になるのですか？

A 月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が1.5倍になるわけではありません。

Q 1割負担の基準は変わるのですか？

A 一般の見直しは、現役並みの所得のある方の負担割合を3割とするものですので、1割負担の基準は変わりません。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、どの負担割合の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。ご自身の負担割合証の「利用者負担の割合」の欄（右図）をご確認ください。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証	交付年月日	年	月	日	
番号					
住所					
氏名					
生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	
性別					
負担割合証の割合	適用期間				
割合	開始年月日	平成	年	月	日
割合	終了年月日	平成	年	月	日
割合	開始年月日	平成	年	月	日
割合	終了年月日	平成	年	月	日
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印					

※負担割合証はイメージです。



厚生労働省



厚生労働省